社会保険労務士法別表第一に掲げる「労働社会保険諸法令」

1. 労働基準法（S 22、49 号）

2. 労働者災害補償保険法（S 22、50 号）

3. 職業安定法（S 22、141 号）

4. 雇用保険法（S 49、116 号）

5. 労働保険審査官及び労働保険審査会法（S 31、126 号）

6. 独立行政法人労働者健康福祉機構法（H14、171 号）

7. 職業能力開発促進法（S 44、64 号）

8. 駐留軍関係離職者等臨時措置法（S 33、158 号。第 10 条の 2 及び第 18 条の規定に限る。）

9. 最低賃金法（S 34、137 号）

10. 中小企業退職金共済法（S 34、160 号）

11. 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（S 52 年、94 号）

12. じん肺法（S 35、30 号）

13. 障害者の雇用の促進等に関する法律（S 35、123 号）

14. 独立行政法人雇用・能力開発機構法（H14、170 号）

15. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（S 37、150 号。第 25 条の規定に限る。）

16. 労働災害防止団体法（S 39、118 号）

17. 港湾労働法（S 63、40 号）

18. 雇用対策法（S 41、132 号）

19. 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（S 42、92 号）

20. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（S 44 年、84 号）

20 の 2. 家内労働法（S 45、60 号）

20 の 3. 勤労者財産形成促進法（S 46、92 号）

20 の 4. 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（S 46、68 号）

20 の 5. 沖縄振興特別措置法（H14、14 号。第 78 条及び第 81 条の規定に限る。）

20 の 6. 労働安全衛生法（S 47、57 号）

20 の 7. 作業環境測定法（S 50、28 号）

20 の 8. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（S 51 年、33 号）

20 の 9. 賃金の支払の確保等に関する法律（S 51、34 号）

20 の 10. 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（S 56、72 号。第 16 条〔第 18 条の規定により読み替える場合を含む。〕及び第 20 条の規定に限る。）

20 の 11. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（S 60、88 号）

20 の 12. 地域雇用開発等促進法（S 62、23 号）

20 の 13. 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（H3、57 号）

20 の 14. 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（H4、63 号）

20 の 15. 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（H4、90 号）

20 の 16. 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（H5、76 号）

20 の 17. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（H 3、76 号）

20 の 18. 林業労働力の確保の促進に関する法律（H8、45 号。第 13 条の規定に限る。）

20 の 19. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（S 47、113 号）

20 の 20. 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（H13、112 号）

20 の 21. 石綿による健康被害の救済に関する法律（H18、4 号。第 38 条及び第 59 条の規定に限る。）

20 の 22．次世代育成支援対策推進法（H15、120 号）

20 の 23．職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平 23 年 47 号）

20 の 24．生活困窮者自立支援法（H25 年 105 号。第 10 条第 1 項及び第 15 条第 2 項の規定に限る。）

20 の 25．専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（H26 年 137 号）

20 の 26．青少年の雇用の促進等に関する法律（昭 45 年 98 号）

20 の 27．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平 27 年 64 号）

21．健康保険法（T 11、70 号）

22．船員保険法（S 14 年、73 号）

23．社会保険審査官及び社会保険審査会法（S 28、206 号）

24．厚生年金保険法（S 29、115 号）

25．国民健康保険法（S 33、192 号）

26．国民年金法（S 34、141 号）

27．独立行政法人福祉医療機構法（H14、166 号。第 12 条第 1 項第 12 号及び第 13 号並びに附則第 5 条の 2 の規定に限る。）

28．石炭鉱業年金基金法（S 42、135 号）

29．児童手当法（S 46、73 号）

30．高齢者の医療の確保に関する法律（S 57、80 号）

31．介護保険法（H9、123 号）

32．前各号に掲げる法律に基づく命令

33．行政不服審査法（S 37、160 号。前各号に掲げる法令に係る不服申立ての場合に限る。）